



# 子ども手当の支給 中学校修了時まで

子ども手当制度が4月から始まりました。子ども手当は、子どもの健やかな育ちを応援するため、中学校修了までの子ども一人につき月額1万3000円(児童手当を含む)を父母等に支給します。支給要件に所得制限はありません。▽手当の支給 平成22年6月(4・5月分)・10月(6・9月分)・平成23年2月(10・11月分)に、届け出口座に振り込みます。

支給対象の受給者	申請の有無等
① 中学校1年生(平成9年4月2日以降生まれ)以下の子どもを養育し、児童手当を受給(平成22年3月31日現在)していた人	申請等の手続きは不要
② 上記①の児童手当を受給している子どもとは別に、中学校2年生・3年生(平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ)の子どもがいる人	申請が必要 ○市が送付する申請書に記入押印等し、添付書類を添えて返送してください。
③ 上記①の児童手当を、所得超過等で受給していない人	○9月30日までに請求した場合、4月分までさかのぼって支給されます。
④ 中学校2年生・3年生(平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ)の子どもがいる人	

※申請の必要な人には5月上旬、市から申請書等を送付します。窓口の混雑が予想されますので、郵送による手続きにご協力ください。公務員は勤務先で申請してください。

## 市長のふれあい日記

### 知事二選

山田啓一・京都府知事が4月11日、三選を果たされました。知事は平成11年、府の総務部長に就任された時以来の知事です。知事のマニフェストの一つに、「支え合う社会」があります。私は幼稚園の入園式で「外から帰ったらさすくすく入園式」が実現することを願っています。

八幡市には幹線道路の整備、三川合流地域の整備、放生川の整備、橋本駅周辺整備など、市だけでは成し得ない課題の解決に引き続き山田知事と協力してまいります。市民の皆さまの支援、ご協力をよろしくお願いたします。

を支援するために使わせていただきます。関心のある人はお問い合わせください。

専用窓口(午前8時30分～午後5時) ☎030・1337  
1(を市役所2階北側に6月30日まで開設します。7月以降は子育て支援課へ。)

## 子育てをみんなで支援 次世代育成支援行動計画

市はこのほど、八幡市次世代育成支援行動計画の後期計画を策定しました。後期計画(平成22・26年度)は、平成17年3月に策定された前期計画に続く計画として、子育てを取り巻く現状や課題を紹介し、子育て支援施策(保育・生活・教育環境、子どもの健康・親子の健康、地域の支援など)の方向性や目標を総合的に定め、子どもを生み育てやすい豊かな地域社会の実現を目指しています。

## 市職員の人事異動

### 教育と福祉に 重点配置

市は4月1日付けで、市職員の人事異動を行いました。異動規模は27人。教育、福祉の体制充実と組織機構の改正に伴う人事異動です。

【部長職】  
▽福祉部長兼福祉事務局長 上林敏智▽健康部長 藤田勝▽まちづくり推進部長 藤田孝志▽都市管理部長 山本清利▽会計管理者 出口修▽消防長 内田提一▽上下水道部長 大石正直▽教育参与 藤井健一

【部次長職】  
▽総務部次長(人事課長事務取扱) 相本修介▽市民部次長(市民税課長事務取扱) 林幸光▽福祉部次長(保育・幼稚園課長事務取扱) 和田康弘▽福祉部次

長(保健課長事務取扱) 山本政名▽まちづくり推進部次長(まちづくり推進課長事務取扱) 福田賢▽都市管理部長(住宅管理課長事務取扱) 山本友孝▽消防本部次長(大野功▽消防署長 上村正文▽上下水道部次長(下水道課長事務取扱) 田中克己

【課長職】  
▽政策推進課長 塚脇則之、長村平和▽人事課長 和田知▽市民税課長 南本浩▽資産課長 野正樹▽納税課長 南村十三▽市民課長 関東豊則▽市民課長 南喜隆▽人権啓発課長 神村倭▽環境保全課長 北村朝治▽環境業務課長 荻野規▽障がい福祉課長 辻和彦▽障がい福祉課長 佐野雅子▽子育て支援課長 松本宏▽南ヶ丘児童センター館長 兼南ヶ丘教育集会所館長 上村俊明▽南ヶ丘保育園長 岩崎美子▽みその保育

石川さんに感謝状  
火災から高齢者救助  
市消防本部は3月26日、建物火災で女性1人を救助した石川紀さん(橋本系ケ上)に写真右に感謝状を贈りました。



火災・救急統計  
消防本部 ☎981-4119

22年1月～3月累計( )内3月分		昨年同期累計
火災出動	7件 (2件)	5件
火災以外の出動	30件 (14件)	45件
救急出動	759件 (252件)	806件
搬送人員	704人 (238人)	762人

ケ上の木造モルタル塗り2階建ての住宅2階部分から出火。石川さんは出火建物の中に高齢の女性が残されていることを知り、建物の中に入り、抱えて外に連れ出しました。この火災で約30㎡が焼けましたが、けが人はありませんでした。

◆問い合わせ 消防本部

## 組織機構の改正 新しくなった組織

部の名称	配置された課	名称変更した課
まちづくり推進部	都市計画課/まちづくり推進課	新しい課名 旧課名
都市管理部	管理・交通課/道路河川課/住宅管理課	住宅管理課 住宅課

### 担当課と業務内容

新しい担当課	業務内容
総務課	財産/登記/市界/庁舎管理/公印/文書管理/安心・安全/国民保護/危機管理/防犯/防災/公用車
契約検査課	契約/工法、設計審査/工事検査、進行管理/技術職員、業者指導/入札/物品
子育て支援課	少子化対策/児童館/放課後児童/子育て支援センター/ファミリーサポートセンター/子ども手当/児童扶養手当/特別児童扶養手当/助産/母子/父子福祉/家庭児童相談室
保育・幼稚園課	保育所/保育所入所/運営指導/幼稚園/幼稚園就園/就園奨励
都市計画課	都市計画/住宅政策/土地利用、規制/街並み景観/生産緑地/地図/開発、宅地造成工事指導/建築指導/道路位置指定指導/優良住宅、優良宅地認定
まちづくり推進課	幹線道路、街路計画整備/国道・府道新設改良/まちづくり啓発、支援/土地区画整理/交流拠点整備/公園、児童遊園、緑地/公園施設事業団/国営公園/緑地保全、緑化推進

※いずれの部・課も市役所2階に配置されています。2階以外の部・課等の変更はありません。

# 失業者の保険料を軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を平成22年4月から軽減します。対象者は①から③の要件をすべて満たす人です。(申請必要)

▽要件 ①平成21年3月31日以前に失業②離職時点65歳未満③雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

▽軽減方法 離職日翌日の属する月から翌年度末の間、失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の軽減を行います。

## 要件となる離職理由と離職者コード番号

離職理由コード	離職理由
11	解雇(コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)にご相談ください。

▽手続き 雇用保険受給者証を取得し、市役所の国保医療課で手続きをしてください。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給者証、印かん

【軽減例】  
(例1)平成21年3月31日から22年3月30日までに失業した人：平成22年度の保険料と平成22年4月からの保険料と平成22年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減  
(例2)平成22年3月31日から23年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成23年度までの保険料と失業月の翌月から平成24年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減  
【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】  
雇用保険受給者証に記載されている離職年月日と離職理由コード(表)で確認します。

◆問い合わせ 国保医療課

## 6月初旬に郵送します

### 軽自動車税の納税通知書

原付バイクや小型二輪、軽四輪等を4月1日現在、所有されている人に軽自動車税が課税されます。その所有者に軽自動車税の納税通知書を6月初旬に郵送しますので、納期限内に金融機関やコンビニエンスストアで納めていただきますようお願いいたします。なお口座振替を利用している人は6月30日(水)に指定の預貯金口座より振替させていただきます。

◆問い合わせ 市民税課

## 納税課がらのお知らせ

### 市税の納付は納期限内に

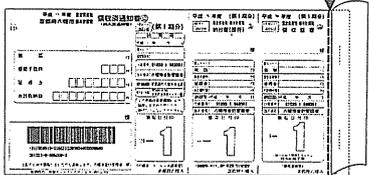
市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は必ず納期限までに納付しましょう。

市・府民税(普通徴収分)	6月・8月・10月・12月
固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

市税はコンビニでもお支払いができます。市税は、市役所や銀行、金庫、農業協同組合、郵便

コンビニをご利用の際は、納付書をここから1枚ずつ切り離して、お支払い下さい。



コンビニでは  
○納付書は1枚ずつ切り離してレジに出してください。  
○レジに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。  
○納付額が1枚につき30万円を超えるものは取り扱いできません。  
○バーコードの印字されていないものは取り扱いできません。  
○納期限を過ぎたもの、金額が訂正されたものは取り扱いできません。

同、コンビニエンスストアで納付することができます。

便利な口座振替を利用してください。口座振替を利用すると、納期限の日指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため各税の納期も正確に納付でき、お困りもありません。納め忘れもありません。

▽申し込み 5月14日までに口座振替の申し込み手続きをした場合、納期が6月の市・府民税・第1期分と軽自動車税から振替ができます。また6月15日までに手続きをした場合、7月が納期の固定資産税・第2期

分(一部取り扱いできない金融機関あり)。取り扱いできる金融機関等は納付書の裏面に記載してありますのでご覧ください。

市税を納期限までに納付しないと延滞金や督促手数料が加算される場合があります。納期限までに納付がない場合は督促状を送付し、同時に京都府と市内25市町村(京都

府と市内25市町村)から振替となります。なお振替は、各納税義務者の税目単位で行いますが、軽自動車税は所有されているすべての軽自動車分を振替します。

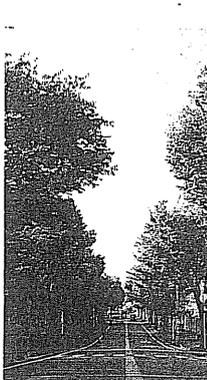
市を除く)で組織する広域連合「京都府税機構」に徴収事務を移管します。以降、同機構が徴収を行います。

納付が困難なときは災害や病気、けが、事業の廃止や休止、失業など

納期限を経過した市税の徴収は京都府税機構が行うことになったため、口座振替ができなかった納期分の再振替はできません。後日、送付する督促状兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくこととなります。

預金残高不足等で口座振替ができなかったら、納期限を経過した市税の徴収は京都府税機構が行うことになったため、口座振替ができなかった納期分の再振替はできません。後日、送付する督促状兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくこととなります。

## 箱たまて意見 だわや



市道男山1号線のケヤキ並木(昨年9月)

○質問 新芽が出る時期なのに街路樹が丸坊主です。樹木の剪定について教えてください。

◎回答 市の街路樹はアキニレ、イチヨウ、ケヤキ、クスノキ、ハナミズキなどです。剪定は樹種に応じて、できるだけ適切な時期に行っています。葉が全くなく、一見枯れているかのように見える木も、やがて芽吹き、繁茂し、通行者を癒してくれます。

これからも良好な景観の維持、通行者の安全確保の観点などから適切な時期、方法で剪定していきます。

平成21年度に寄せられた意見・提案等

区分	件数
交通・道路・河川・公園・都市整備・上下水道	47
市職員	25
福祉・健康・子育て	23
公共施設・財政・政策全般	18
教育・文化	16
環境	13
消防・防災	5
商工業・観光	3
その他	28
計	178

## あなたの意見・提案を

まちづくり、福祉、教育から健康、子育て、広報やわた等の個別事務事業まで、お気付きのことがありましたら、「やわた」意見・提案箱に意見・提案をお寄せください。また提案箱は、市役所階、案内カウンターに設置されています。直接、投かんされるか、郵送(〒614-8501八幡市役所)「やわた」意見・提案箱(〒614-8501八幡市役所)に記入用紙(切手不要)があります。郵送または、そのまゝFAX送信(077-798XXXX)してください。市のホームページからメール送信することもできます。

◆問い合わせ 秘書広報課

## 固定資産名寄帳の写し手数料は1件300円

固定資産名寄帳の写しは、これまで無料で交付していましたが、平成22年度から縦覧期間を除き1件300円の手数料をいただくことになりました。なお、名寄帳に記載されている固定資産の内容は「課税明細書」として、5月1日に「納税通知書」とあわせて送付します。

◆問い合わせ 資産税課



# 情報

## ひろば

市役所への問い合わせは  
☎983-1111 (代)へ  
市の主催・共催・後援のみ掲載

### お知らせ

#### ▶母子家庭奨学金

府では、母子家庭の児童に奨学金を支給しています。

**対象** 配偶者と死別、離婚している人、未婚の母で現在も婚姻していない人、配偶者に1年以上遺棄されている人、配偶者の生死が不明の人、配偶者が精神や身体の障がいにより長時間働くことができない人、配偶者の長期拘禁により、その扶養が受けられない人

申込み 5月31日(月)までに子育て支援課へ申請(6月以降に申請された場合は、申請月の翌月から支給)。なお、母子福祉推進員または民生児童委員の証明が必要。昨年の受給者も改めて申請してください。所得に制限はありません。  
※府が実施している他の奨学金を受けている人は対象外です。

区分	支給額(年額)
奨学金	
乳幼児	11,000円
小学生	21,500円
中学生	43,000円
高校生	64,000円
高等学校入学支度金	35,000円

問合せ 子育て支援課

#### ▶交通遺児奨学金

府では、交通遺児奨学金を支給しています。

**対象** 府内に居住し、陸・海・空の交通事故により親などを亡くした乳幼児、小学生、中学生、高校生など

申込み 5月31日(月)までに子育て支援課へ申請(6月以降に申請された場合、申請月の翌月から支給)。民生児童委員および学校(園)長の証明が必要。所得に制限はありません。

※府が実施している他の奨学金を受けている人は対象外。支給額については母子家庭奨学金と同額です。

問合せ 子育て支援課

#### ▶八幡支援学校で

##### 放課後支援事業がスタート

授業がある日の放課後と夏休みなどの長期休暇の子ども達に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。対象者は主に八幡支援学校へ通学する在宅の生徒です。

開始日 5月10日(月)

利用できる日 祝日を除く月曜日から金曜日まで

時間  
(平日)午後3時30分～5時  
(水曜日)午後1時45分～5時  
(短縮)午前11時40分～午後5時  
(長期休暇期間等)午前9時～午後4時

問合せ 障がい福祉課

### 国民年金からのお知らせ

## 退職(失業)時の特例免除制度とは

厚生年金に加入していた人が退職(失業)すると、市役所で国民年金の第1号被保険者になるための手続きを行い、保険料を納めることとなります。

保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請によって保険料の納付を免除される制度(特例免除制度)があります。この制度を利用すると、保険料を納めなくても、免除された期間は、老齢基礎年金や障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

免除申請する年度または前年度に退職した人は、特例免除制度を利用することができます。この特例免除では、「国民年金保険料免除申請書」を提出し、年金手帳な

ど基礎年金番号がわかるもの・認印・失業していることが確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証・離職票等)が必要です(申請書は市役所または年金事務所にあります)。

なお、扶養されていた配偶者も、扶養配偶者が退職された場合この特例免除の対象となります。

・免除された保険料は  
追納できます

免除制度を利用した場合、将来受け取る年金額は少なくなります。10年以内であれば保険料を納められる「追納制度」が利用できます。ただし、免除の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以

降に追納する場合は、当時の保険料額に経過した期間に応じて加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

問合せ 市民課・京都南年金事務所(☎643-2547)

## 「ねんきん定期便・特別便」等相談会を実施

年金受給者および加入者にお届けしています「ねんきん定期便」および「ねんきん特別便」等について、社会保険労務士による相談を実施します。

日時 5月10日(月)、20日(木) 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

場所 市役所1階税務相談室  
問合せ 京都南年金事務所お客様相談室(☎644-1165)

#### ▶障害者手当

##### ○特別障害者手当

重度の障がい(2つ以上重複し、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅の重度障がい者)に支給します。

##### ○障害児福祉手当

重度の障がい(1つ以上あり、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳未満の在宅の障がい児)に支給します。

※障がいの程度や所得により制限があります。

問合せ 障がい福祉課

#### ▶市民総体

##### グラウンド・ゴルフ大会

日時 6月5日(土) 午前9時15分～午後1時

場所 市民スポーツ公園

対象 市内在住者

試合方法 4ラウンド個人戦

参加費 1人300円

申込み 住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入して、5月21日(金)までに下記へFAXしてください。

問合せ 市グラウンド

・ゴルフ連盟 会長=木村(☎・FAX971-9535)

## 募集

#### ▶シニア3楽体操教室

適度な運動は健康寿命を延ばします。ストレッチや筋力トレーニングで身体を鍛えるだけでなく、お腹の底から大声で笑って楽しい時間を過ごしましょう。

対象者 市内在住65歳以上

日時・場所 A会場(シルバー人材センター)=毎週月曜日、第2・4水曜日、第1・3金曜日、B会場(志水公民館)=毎週火曜日、毎週金曜日

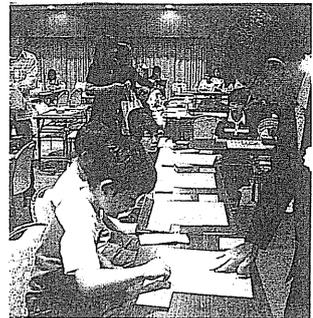
※開催時間はA会場・B会場ともに午後1時30分～3時、定員は各20人。会場へは徒歩またはバス等の公共交通機関で。

参加費 1カ月1,000円(別途保険料350円要)

申込み 郵便番号、住所、氏名、年齢、希望会場を明記し、シルバー人材センター(〒614-8081八幡御馬所18、FAX982-0721、Eメールsilverpc@sjc.ne.jp)へ

問合せ シルバー人材センター(☎983-0822)

#### ▶佐藤康光杯争奪将棋大会



第12回佐藤康光杯争奪将棋大会の参加者を募集します。

日時 6月6日(日) 午前9時受け付け(9時30分開会)

場所 文化センター4階小ホール

資格 アマチュアの人(過去のこの大会で、B級、C級優勝者は上のクラスで申し込んでください)

定員 各クラス64人(定員になり次第締め切ります)

クラス	内容	募集人数
A級	2段以上	64人
B級	3級～初段	64人
C級	4級以下・中学生	64人
ジュニア級	小学生以下の初級者	64人

参加費 一般2,000円。身体障がい者および中学生以下は1,000円。

※申し込み後、参加費はいかなる理由でも返却不可。昼食弁当と記念品付。

競技 全局平手戦(日本将棋連盟対局規定準用)。原則として4人1組による予選(2勝通過・2敗失格)後、決勝トーナメント方式

申込み 5月17日(月)必着で、郵便為替用紙に郵便番号・住所・氏名・電話番号・年齢(学生は学校名と学年)・性別・参加希望クラスを明記し、参加費を振り込んでください。ハガキ・FAXは受け付けません。

郵便振替口座番号  
00930-5-225595  
佐藤康光杯争奪将棋大会  
実行委員会

問合せ 社会教育課